

大阪市立東田辺小学校いじめ防止基本方針

～東田辺小学校　いじめゼロ宣言～

令和7年6月4日

1. いじめの定義

「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものも含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。

（いじめ防止対策推進法 第2条）

2. いじめ防止に対する基本的な考え方

本校では「いじめはどの学校、どの学級でも起こり得る」という認識のもと、全ての子どもが安全で安心に学校生活を過ごすし、「感じ、考え、確かに表現することを通して、共に分かり合い、高め合おうとする子どもを育てる」ために「東田辺小学校いじめ防止基本方針」を策定し取り組んでいく。

3. いじめ問題に取り組むための校内組織（校内いじめ対策委員会）

＜構成＞ 委員長：学校長 委員：教頭・首席・教務主任・生活指導部長・学年主任・人権教育主担・養護教諭（・場合により学年、担任）

＜役割＞

- ・いじめの疑いに関する情報や、児童の問題行動に関わる情報の収集や記録、共有を行う。
- ・いじめの疑いに係る情報があった場合には緊急会議を開催し、迅速な情報の共有、関係児童への事情聴取、指導および支援の方針の決定、保護者との連携を行う。
- ・学校協議会と連携し、取り組み内容の検証を行う。

4. いじめの未然防止についての取り組み

いじめを防止するためには、どの子どももいじめに巻き込まれる可能性があることを踏まえ、いじめを生まない土壤づくりが大切である。

(1) 自己有用感を高める

- ①自他のよさをお互いに認め合い、ともに高め合おうとする態度を育てる。
- ②いろいろな職業について学び、働くことのすばらしさを感じる心を育てる。
- ③自ら進んで活動し、日々の生活をよくしていこうとする心情を養う。
- ④目標を持って努力し、自ら課題を解決していく態度を育てる。

(2) いじめを許さない・見逃さない雰囲気の醸成

- ①「いじめ（命）について考える日」を通して、いじめを見抜きいじめを許さない人権意識を育てる。
- ②在日外国人の子どもの民族的自覚を高め、主体的に生きていく力を育てるとともに、日本人及び在日外国人の子どもがお互いに人権を尊重しあう集団づくりを推進する。
- ③障がいのある子どもについて理解を深め、ちがいを認め合い、人権を尊重しあう集団を育てる。

- ④「いじめ」や「不登校」など、子どもの人権にかかわる様々な問題について、学年・学校の問題として受け止め、お互いの人権を尊重する集団を育てる。
- ⑤差別的な言動について、小さなことも見逃さず考えられる集団を育てるとともに、教職員自身が差別を許さない態度を常に示し、学校全体として取り組んでいく。
- ⑥戦争の恐ろしさや悲惨さを知ることによって、命の尊さを学び、平和を希求する態度を養う。

5. いじめの早期発見についての取り組み

いじめは、大人が気づきにくく判断しにくい形で行われることを認識し、ささいな兆候であっても、いじめではないかとの疑いをもって、早い段階から関わりをもち、いじめを隠したり軽視したりすることなく、積極的に認知する。

- 「いじめ（命）について考える日」にいじめについての校内研修を行い、いじめの定義や、いじめの発見・解決等について再確認する。また、学期に1回の「いじめアンケート」を実施し、潜在的ないじめについての把握を行う。
- 生活指導研修会全体会を計画的に実施し、教職員全体で児童の実態を共有し、指導の共通理解を行う。
- 児童・保護者との相談体制を確立する。
(スクールカウンセラーとの連携、子ども相談センターでの教育相談、大阪市教育センターの教育相談、区役所子育て支援室での相談等)
- 学年が変わっても情報が引き継がれるよう児童引継ぎ簿を作成する。

6. いじめの早期解決についての取り組み

発見・通報を受けた場合には、特定の教職員で抱え込みず、速やかに組織的に対応する。被害児童を守り通すとともに、教育的配慮の下、毅然とした態度で加害児童を指導する。指導においては、謝罪や責任を形式的に問うのではなく、社会性の向上、児童の人格の成長に主眼を置いた指導を行う。

- いじめとして対応すべき事案かどうか判断する。判断材料が不足している場合には、関係者の協力のもと、事実関係の把握を行う。いじめと判断された場合、被害児童のケア、加害児童の指導などいじめの解消までの組織で対応する。
- 加害児童に対して必要な教育上の指導を行っているにもかかわらず十分な効果を上げることが困難な場合や、いじめが犯罪行為として取り扱われるべきものと認められる場合には、「校内いじめ対策委員会」で解決について話し合い、教育委員会と連絡を取り、関係諸機関と相談をして対処する。
- 児童の生命、身体または財産に重大な被害が生じるおそれがあるときは、直ちに警察に通報し、適切に援助を求める。
- 状況に応じて、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーなどの協力を得る。

7. 重大事案への対処

「生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑い」「相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑い」等があった場合、速やかに教育委員会に報告し、連携して、調査および対応を行う。

8. いじめの発見・対応についてのフローチャート

